

平成30年度 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備) 交付申請時におけるQ&A

No	公募説明会資料ページ	分類	項目	質問	回答
1	P.4	制度	申請要件	省エネ5%要件において比較は何を対象とするのか？	更新は更新前システムと、新設は代替システムとの比較となります。CGSは更新、新設ともに代替システム(系統電力+ボイラ)との比較となります。なお、25%のCO2排出削減の要件は全補助対象設備が対象となります。
2	P.4	制度	専用の計測装置	専用の計測装置の取付けは燃焼設備毎に必要なとするのか？	対象設備の同一群毎に取付けても構いません。但し、計測装置と燃焼設備をつなぐガス配管には、将来用のバルブ・プラグ止め・フランジ止め等は取付けできません。
3	P.4	制度	防災協定	対象となる施設は具体的にどのようなものがあるのか？	防災計画指定の避難場所・避難所や、帰宅困難者受入施設・支援ステーションならびに自治体に登録した一斉帰宅抑制事業者や自治体と協定のある津波避難ビルなどを想定しております。また、震災時に物資提供を行う工場や事業者も対象となります。また、それらの施設での避難者や物資等に対して、対象設備が寄与していると認められるものが対象となります。
4	P.4	制度	防災協定	物資提供の協定について、申請事業者の親会社が締結している場合でも大丈夫なのか？	原則、申請者による協定が必要です。親会社での協定が申請事業者もその対象として確実に含まれていることを証明する必要があります。なお、確定検査時に協定の原本を確認させていただきます。原本が提示できない場合には補助金を交付できないことがあります。
5	P.5	制度	中圧ガス導管等	都市ガスの中圧供給(供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力)を受けていること、とあるがいわゆる中間圧供給(10 kPa~20kPa程度)は対象となるのか？	対象となります。
6	P.5	制度	中圧ガス導管等	低圧供給をうけていても移動式ガス発生設備を保有していることとあるが、申請者が保有しないといけないのか？	その通りです。申請者となる使用者または設備所有者が、移動式ガス発生装置を購入して保有していることが必要です。また、災害時にガス発生設備を接続する旨のガス事業者との覚書等が必要となります。
7	P.5	制度	中圧ガス導管等	移動式ガス発生設備はどのくらいの能力を必要とするのか？	対象設備を移動するだけの能力が必要となります。期間は本管の復旧までです。
8	P.5	制度	中圧ガス導管等	敷地内にガバナを設置して中圧から低圧にしても問題ないのか？	問題ありません。但し、その敷地内に設置しているガバナが、ガス事業者の地区ガバナに相当するものは中圧供給となりません。
9	P.7	対象設備	遠隔監視	遠隔監視は補助対象となるのか？	専用の遠隔監視については対象となります。但し、外部通信を行う場合は、本補助事業で必要である外部通信に限り対象となります。
10	P.7	対象設備	コージェネ排熱設備	コージェネの排熱設備(ジェネリンクや暖房・給湯用の熱交換器他)は補助対象となるのか？	補助対象となります。
11	P.7	対象設備	停電時にも電力が供給可能な設備	停電時にも電力が供給可能な設備(コージェネやGHP)は補助対象となるのか？	補助対象となります。
12	P.11	制度	事業の開始日	発注は交付決定以前に行ってよいのか？	交付決定以降の発注(契約)でなければ、補助対象となりません。最初の設計、工事の契約締結日(契約書の日付または注文請書の日付)が事業の開始日となります。但し、事業の準備のため見積書を取っておくことは可能です。
13	P.13	制度	支払方法	施工業者からの領収書で支払証明とすることが可能なのか？	金融機関からの振込みを証明できる客観的な証明書類が必要となります。具体的には、銀行振込受領書(銀行の受付日付印付)であれば問題ありません。この場合、領収書は不要となります。
14	P.11	制度	事業の完了	事業外で行う熱や電気の供給先までの工事が完成していなければならないのか？	補助事業を構成するすべての工事等が完了している必要があります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。申請要件に協定等が含まれている場合には、補助対象設備が協定等の内容を満足している必要があります。災害対策費用を費用対効果の算定に用いる場合には、停電時に補助対象設備から電力供給が可能であることが必要となります。

平成30年度 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備) 交付申請時におけるQ&A

No	公募説明会資料ページ	分類	項目	質問	回答
15	P.12 P.19 P.87	提出書類	災害対策費	「停電時に電力供給が可能な設備については、その機能の追加に要する費用がわかるようにすること」とはどのようにすればよいのか？	小型CGS・電源自立型空調(GHP)などの機器自体に機能が含まれている場合には、停電対応機(定価)-標準機(定価)=差額(税抜)で算出します。パンフレット等定価のわかる資料を添付してください。自立ユニット等別途必要な機器、工事費、停電対応機能の試運転調整費用も含めることができます。 中型CGS～大型CGSなどは、ボイラー排ガスバイパス系統、補機変圧器、逆パラシステム、その他、停電対応に必要な専用の設備が対象となりますので、それらが見積書上で明確にわかるようにしてください。 この災害対策費は、費用対効果を算出する際に使用します。
16	P.19	提出書類	中圧ガス導管等	中圧ガス導管でガス供給を受けているかどうかはどうしたら分かるのか？	ガス供給事業者との供給約款や既存の配管図面、設置されているガスメーターの型式から分かります。もし判断できない場合は、ガス事業者にお問い合わせください。
17	P.26	申請	交付申請書	申請者は工場長でも可能か？代表権がなくてもよいのか？	原則、代表権のある方の申請をお願いします。 但し、本補助事業における決裁権限を持っていることがわかる権限委任状等の添付を条件として、工場長等の申請も可とします。
18	P.66	提出書類	燃料消費量換算計算シート【GHP用】	何故、補助事業方式にみなし燃料消費量を使用するのか？	GHPは平成27年10月のJIS改正以降中間冷房標準(APFp)を重視した設計になっております。ボイラやその他機器は、JISにそった評価になっており、GHPについてもJISの評価の反映を考慮しているためです。詳細な内容については、燃料消費量換算計算シートをご覧ください。